

平成30年 3月29日

営業許可書

営業者住所 神奈川県秦野市曾屋字曾屋原165番地2

営業者氏名 第十興産株式会社

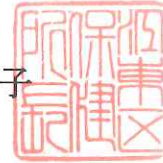
(法人にあつては、法人の名称、主たる事務所の所在地)

平成30年 3月28日 付けで申請のあつた営業については、食品衛生法第52条

の規定により下記のとおり許可します。

江東区保健所長

福内 恵子



記

- 1 営業所の所在地 都内一円
- 2 営業所の名称、
屋号又は商号 第十興産株式会社
- 3 許可事項

営業の種類	許可番号	許可条件
飲食店営業(自動車)	29江健生食第 2795号	生ものは提供しないこと。営業車内での調理加工は、小分け、盛付け、加熱処理等の簡単なものに限る。

本許可の効力は 平成30年 3月29日 から
平成35年 3月31日 までとする。

この決定についての不服申立て及び訴訟の提起については、裏面「教示」のとおりです。